

令和2年度8月定例教育委員会会議録

1. 日時	令和2年8月20日(木) (午後2時40分から)
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	<p>富永伸博委員・徳重涼子委員・福田恵一委員・福山 希委員 有村孝教育長</p> <p>瀬川総務課長・蔵菌学校教育課長・梅北社会教育課長、福山市民スポーツ課長・荒田給食センター所長・徳永学校教育課長補佐、五反田社会教育課長補佐 書記 吉永総務課長補佐</p>
1. 附議事件	<p>議案第11号 いちき串木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱について</p> <p>議案第12号 令和2年第4回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について</p> <p>議案第13号 いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第14号 いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第15号 いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第16号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第17号 いちき串木野市立学校閉校記念事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第18号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について</p> <p>報告第4号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について</p>
有村教育長	<p>只今から8月分月定例教育委員会を始めます。</p> <p>まず、会議録署名委員については、富永委員にお願いします。</p> <p>委員の先生方には、先に配布してありました7月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。</p>
各委員	ありません。

有村教育長

ご意見が無いようですので、7月定例教育委員会の会議録については承認いたします。

それでは、附議事件に入ります。議案第11号いちき串木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱についてを議題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の1ページをご覧ください。

議案第11号いちき串木野市教育委員会行政評価会議委員の委嘱について、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱第3条第2項の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の決定を求めるものでございます。

提案理由は、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者を有する外部委員による点検及び評価を行うため、委員を委嘱するものであります。

議案集の2ページをご覧ください。

参考条文として、いちき串木野市教育委員会行政評価会議設置要綱を抜粋してあります。

第3条で、委員は5人以内、委員は、教育に関し学識経験を有する者から、教育委員会が委嘱する。第4条で、委員は委嘱日から当該委嘱日の属する年度末までとされており、再任は妨げないとなっております。

議案集の3ページをご覧ください。

今回、委嘱したい令和2年度の委員名簿を掲載しております。

塩屋かよ子さんは、現在、市地域女性団体連絡協議会会長で、平成22年度から今回で11期目となります。

次に高原加奈子さんは、現在、旭小学校PTA会長で、昨年度まで元串木野養護学校PTA会長の中島美代子さんをお願いしておりましたが、市の会計年度任用職員となったことから、今回、交代して頂き、新たに委嘱しようとするものです。

次に西田憲智さんは、現在、串木野高等学校PTA会長で、平成29年度から今回で4期目となります。

次に平野道幸さんは、元市子ども会育成連絡協議会会長、元市スポーツ推進協議会会長を歴任されており、現在、市まちづくり協議会副会長で、平成22年度から11期目となります。

次に倉岡八郎さんは市来農芸高等学校長で、令和元年度から2期目となります。

【委員】5人（任期は委嘱日から当該委嘱日の属する年度末まで）

塩屋 かよ子 市地域女性団体連絡協議会会長

高原 加奈子 旭小学校PTA会長（新任）

西 田 憲 智 串木野高等学校 PTA 会長
平 野 道 幸 元市子ども会育成連絡協議会会長
元市スポーツ推進審議会会長
倉 岡 八 郎 市来農芸高等学校校長

議決を頂きましたら、任期については、本日から年度末の 3 月を予定しております。

以上で説明を終わります。

有村教育長

説明に対し、ご質問はありませんか。

富永委員

確認ですが、今回の委嘱は、新たに委嘱するもので、その中で、1 名の方が、新任ということでしょうか。

瀬川課長

はい。任期につきましては、毎年選任することとなっております。
なお、選任された委員については、次年度以降も再任することができるようになっています。

有村教育長

議決を頂いた後の市教育委員会行政評価会議スケジュールについて、補足説明をお願いします。

瀬川課長

今後のスケジュールとしましては、11 月に 1 回目の会議を開催し、教育委員会の事業の説明を行い、評価については、1 月に 2 回目、2 月に 3 回目の会議を開き、結果を 3 月に教育長に報告して頂いた後、その答申を定例教育委員会で報告することとしております。

なお、議会に対しましても 3 月議会で報告するとともに、市のホームページに掲載してまいります。以上で説明を終わります。

有村教育長

ほかにご質問はありませんか。

富永委員

新任委員の選出にあたっては、推薦等による選出ですか。

瀬川課長

選出にあたりましては、社会教育課と協議し、PTA からの選出、委員会構成の男女比率を考慮しながら、女性委員を選出したところがあります。

有村教育長

ほかにありますか。

なければ、承認することといたします。

次に、議案第 12 号令和 2 年第 4 回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について を議題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の4ページをご覧ください。

議案第12号令和2年第4回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申についてであります。

令和2年第4回いちき串木野市議会定例会に提出する議案について、市長から意見を求められたので、いちき串木野市教育委員会の行政組織に関する規則第10条第2号の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。

議案集の5ページをご覧ください。

参考条文を掲載してございますので、参考にして頂ければと思います。

議案集の6ページをご覧ください。

令和2年第4回いちき串木野市議会定例会に提出する議案についての諮問書を掲載してございます。

諮問内容は、いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり議案を作成し、第4回いちき串木野市議会定例会に提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものです。

議案集の7ページをご覧ください。

提案理由は小学校を廃止するため、改正しようとするものであります。

議案集の8ページをご覧ください。

いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、第2条の表冠岳小学校の項を削るものであります。

議案集の9ページをご覧ください。

新旧対照表を掲載しておりますが、左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。改正後では、冠岳小学校の記載について削除するもとなっております。

議案集の8ページにおもどりください。

附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

有村教育長

委員の皆さんからご質問はありませんか。

なければ、承認することといたします。

次に、議案第13号いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてを議題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の10ページをご覧ください。

議案第13号いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてであります。

いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を別紙のように改正する

長

ものであります。

提案理由は、令和3年3月31日をもって冠岳小学校が廃校となるため、いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正しようとするものであります。

それでは、11ページをご覧ください。

いちき串木野市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を掲載しておりますが、内容としては、冠岳小学校印、冠岳小学校長印の規定を削る内容となっています。

新旧対照表が理解しやすいと思いますので、13ページをご覧ください。左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。

改正後では、卒業証書等の賞状印として使用する冠岳小学校印、冠岳小学校名による公文書用として使用する冠岳小学校印、冠岳小学校長名による公文書用に使用する冠岳小学校長印の3つの公印の項を削り、荒川小学校の項の次に市来小学校の項とする表となっています。

12ページにお戻りください。

附則において、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

有村教育長

委員の皆さんからご質問はありませんか。

なければ、承認することといたします。

次に、議案第14号 いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の15ページをご覧ください。

議案第14号いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてであります。

いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を別紙のように改正するものであります。

これは、住吉町教職員住宅についての改正であります。

提案理由は、公共施設等総合管理計画に基づき、いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正しようとするものであります。

それでは、16ページをご覧ください。

いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を掲載しておりますが、改正内容は、住吉町教職員住宅を廃止し、項から削るものであります。

新旧対照表が理解しやすいと思いますので、17ページをご覧ください。左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。

改正後では、住吉町教職員住宅の項を削り、日出町教職員住宅の項の次に市来小学校校長住宅の項とする表となっています。

住吉町教職員住宅は、本市に赴任する教職員の住居確保のため、建

<p>有村教育長</p>	<p>設されましたが、42年が経過、平成21年度以降空き家、日当たりも悪く、周辺には民間借家等もあり、今後利用が見込めないことから廃止するものです。</p> <p>16ページにお戻りください。</p> <p>附則としては、この規則は、少しでも早く施設の活用を図る観点から、8月1日に遡って財政課へ所管替えを行い、8月5日に広報において公売することとなっていることから、遡及した令和2年8月1日から施行させていただきたいと思えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 15 号 いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。説明をお願いします。</p>
<p>瀬川課長</p>	<p>議案集の 18 ページをご覧ください。</p> <p>議案第15号いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を別紙のように改正するものであります。</p> <p>提案理由は、令和3年3月31日をもって冠岳小学校が廃校となるため、いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>それでは、19ページをご覧ください。</p> <p>いちき串木野市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を掲載しておりますが、改正内容は、冠岳小学校校長住宅及び冠岳小学校教頭住宅を廃止し、項から削るものであります。</p> <p>新旧対照表が理解しやすいと思えますので、21 ページをご覧ください。左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。</p> <p>改正後では、冠岳小学校校長住宅及び冠岳小学校教頭住宅の項を削り、荒川小学校教頭住宅の項の次に串木野中学校校長住宅の項とする表となっております。</p> <p>20 ページにお戻りください。</p> <p>附則において、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>有村教育長</p>	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。 なければ、承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 16 号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について を議</p>

題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の 22 ページをご覧ください。

議案第16号いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則についてであります。

いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を別紙のように改正するものであります。

提案理由は、令和3年3月31日をもって冠岳小学校が廃校となるため、いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正しようとするものであります。

それでは、23ページをご覧ください。

いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について掲載しておりますが、改正内容は、冠岳小学校の廃止に伴い、生福小学校の通学区域に冠嶽を加え、生冠中学校の項中、冠岳小学校を削るものであります。

新旧対照表が理解しやすいと思いますので、24ページをご覧ください。左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。

改正後では、通学区域について、冠岳小学校の通学区域であった冠岳地区を廃止し、生福小学校の通学区域に冠岳地区を加えるものであります。同時に、生福小学校の通学区域に冠岳小学校が加わったことから、生冠中学校の通学区域であった冠岳小学校を削るものであります。

23ページにお戻りください。

附則において、この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

有村教育長

委員の皆さんからご質問はありませんか。

なければ、承認することといたします。

次に、議案第17号 いちき串木野市立学校閉校記念事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について を議題とします。説明をお願いします。

瀬川課長

議案集の 25 ページをご覧ください。

議案第17号 いちき串木野市立学校閉校記念事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてであります。

いちき串木野市立学校閉校記念事業補助金交付要綱の一部を別紙のように改正するものであります。

提案理由は、補助金の交付実情に合わせるため、いちき串木野市立学校閉校記念事業補助金交付要綱の一部を改正しようとするものであります。

それでは、26ページをご覧ください。

	<p>いちき串木野市立学校閉校記念事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について掲載してありますが、改正内容は、新旧対照表が理解しやすいと思いますので、27ページをご覧ください。左側の表が改正後、右側の表が改正前となっております。</p> <p>改正後では、補助金の概算払について、交付決定額の2分の1だったものを、全額できるものであります。補助金の概算払についての上限を撤廃するものです。</p> <p>この改正により、実行委員会は寄附金により運営を行っていますが、事業完了まで、自己資金の運営で資金調達に不安があることや、他の補助金交付要綱では、上限を設けている例がないことから、今回、改正しようとするものであります。</p> <p>26ページにお戻りください。</p> <p>附則において、この規則は、令和2年10月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
有村教育長	説明が終わりましたが、何かご質問はありませんか。
徳重委員	結局、上限額等はどのように決まっていますか。
瀬川課長	<p>補助金の上限額は、事業の2分の1以内で、50万円が上限額となっております。今回の改正により、例えば、100万円の事業を実施する場合、補助金額は、2分の1以内の50万円の補助を受けることができますが、これまでは、事業完了前に概算払いで補助金を受けようとした場合、さらに、2分の1の25万円しか資金調達ができなかったものを、50万円の全額を資金調達ができ、事業完了後に精算するようにするものであります。</p>
有村教育長	<p>ほかに委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、承認することといたします。</p> <p>次に、議案第18号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について を議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>議案集の28ページをご覧ください。</p> <p>議案第18号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申についてであります。</p> <p>教育に係わる令和2年度一般会計補正予算の作成について市長から意見を求められたので、いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。9月定例議会に提案する予算になります。</p> <p>それでは、30ページをご覧ください。</p>

令和2年度一般会計補正予算の作成についての諮問書を掲載してご
ざいます。

諮問内容は、令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）
について、別紙のとおり予算案を作成し、次期市議会に提案したいの
で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき
委員会の意見を求めるものです。

31ページをご覧ください。

補正予算の主な事業を掲載してございます。

まず、教育総務費の3目 教職員住宅管理費の①教職員住宅管理費 20
万円の追加は、7月3日の豪雨時の突風により被災した羽島中学校校長
住宅、羽島小学校教頭住宅の屋根修繕費用の追加であります。

4目 教育振興費の①いじめ調査委員会設置経費 81万4千円の追加
は、いじめ調査委員会設置に伴う、委員会開催及び調査に係る報酬等
の追加であります。

②冠岳小学校閉校記念事業補助金 50万円の計上は、冠岳小学校閉校
記念事業実行委員会が行う記念碑建立に対し、事業費の2分の1を補
助するものであります。

小学校費の1目 学校管理費の①小学校管理費 280万円の追加は、羽
島小学校の外壁の補修、串木野小学校の渡り廊下の手摺の補修、旭小
学校の大雨により崩れた法面の補修等の維持補修費を追加するもので
あります。

幼稚園費の①幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業費 100
万円の計上は、新型コロナウイルス感染防止対策として、旭幼稚園や
市来幼稚園に空気清浄機、サーキュレーター等を整備するための備品
購入費の計上であります。事業費は、すべて県の補助金を活用します。
総務課関係は以上です。

梅北課長

社会教育課関係でございます。

5項社会教育費、2目文化振興費、串木野城跡環境整備事業でありま
すが、新規事業であります。

事業費は、329万1千円で、特定財源として県の地域振興推進事業費補
助金2分の1、164万4千円を活用し、実施することとしています。

事業内容は、麓が日本遺産「薩摩の武士が生きた町」に認定されたこ
とを受け、本市日本遺産の構成文化財の核となる串木野城跡の場内及び
周辺を整備することにより、市の観光資源として活用、情報発信を行う
ものです。詳細内容は、場内の現況を活かした遊歩道整備、法面整備、
竹林伐採等を計画しています。

次に7目アクアホール管理費ですが、事業費は、72万6千円で、事業内
容は、アクアホール空調の温調計及びインバーターの改修の必要があり
改修を行うものです。

以上で説明を終わります。

有村教育長	説明が終わりましたが、委員の皆様からご質問はありませんか。
徳重委員	串木野城の跡地ですが、発掘調査の計画はありますか。
梅北課長	<p>発掘調査については、今回の補正とは別に、農政課の事業で、山の法面補強工事を検討していますが、工法によっては、一部該当遺跡の上の部分が発掘調査が必要でないかと検討しています。</p> <p>工法によっては、現地確認だけで済むと考えています。</p>
福田委員	アクアホールの音響効果が悪いと感じたがいつもなのか。
梅北課長	<p>今月の学校教育課事業の講演会に私も参加しておりましたが、非常にワイヤレス状態が悪いと思い業者に見てもらいました。</p> <p>原因は経年劣化と過熱しすぎによりチューナーが故障しており、今は保守業者から代替機を無償で借り、現在は、状態は良くなっています。</p> <p>来年度、改修の必要な部分を予算要求してまいりたいと思います。</p>
有村教育長	<p>ほかに委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、承認することといたします。</p> <p>次に、報告第4号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について を議題とします。説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>議案集の32ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号 令和2年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申についてであります。</p> <p>教育に係わる令和2年度一般会計補正予算の作成について市長から意見を求められたが、いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により臨時に代理し、適当と認められる旨答申したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。</p> <p>議案集の34ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度一般会計補正予算の作成について（答申）でございます。</p> <p>令和2年7月20日付い串財第95号で諮問のあったことについて、当委員会の意見は次のとおりである。</p> <p>予算案に対する意見として、「和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する事務に係る部分については、適当と認められる」と答弁したところであります。</p> <p>なお、諮問書については、35ページに添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>それでは、36ページをご覧ください。</p> <p>補予算の内容については、先の7月の定例会でも報告しておりますので、私の方から一括して説明いたします。</p>

瀬川課長	<p>まず、1点目が「学校再開に伴う感染症対策・学習保障に係る支援事業」です。この事業は、学校再開等に当たり、感染症対策等を徹底しながら、教育活動を継続し、児童・生徒の学習を保障するための環境衛生備品等を整備するものであります。</p> <p>事業費は1,024万4千円で、歳入といたしましては、事業費の2分の1が国から補助されます。残りの2分の1は、地方創生臨時交付金を充当する計画であります。</p> <p>なお、整備内容については、非接触型体温計、サーキュレーター・大型扇、水道栓のレバーハンドルのほか、校舎消毒等に必要な保健衛生消耗品等の購入を計画しております。</p> <p>2点目が、「学校臨時休業対策事業」です。この事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う3月の学校の臨時休業期間中に、学校給食にパン・米飯・牛乳を納入する予定だった業者に対し、食材調達等経費を補填するものであります。</p> <p>事業費は119万5千円で、歳入といたしましては、事業費の4分の3が国から補助されます。残りの4分の1は、地方創生臨時交付金を充当する計画であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ご協議方、よろしくお願いいたします。</p>
有村教育長	<p>委員の皆さんからご質問はありませんか。</p> <p>なければ、承認することといたします。</p> <p>本日の附議事件は以上です。</p> <p>次に、その他、各課からの連絡事項等ですが、換気を含め、ここで、5分間休息を入れたいと思います。</p> <p>(5分間休憩)</p>
有村教育長	<p>それでは、再開します。その他の(1)各課の行事報告及び行事報告について、説明をお願いします。</p>
(所管課長)	<p>(1) 7月～9月教育委員会行事報告及び行事計画について (各課報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水泳教室 (全8回) (7月20日～8月7日) ○日置地区学校給食調理員等研修会 ○学校等教育のあり方検討委員会 ○B&G 海洋センター海洋スポーツ教室 (全8回) (7月25日～8月22日) ○市議会臨時会 (7月27日～7月31日) ○第1回市小中一貫教育研修会 (7月27日) ○第1期建物系個別施設計画 (案) 説明会 (市スポ関係) (7月27日 防災センター) ○職場体験受入 (図書館) (7月29～31日、8月5～7日、8月19～21日) ○市人権教育講演会 (7月30日 アクトホール) ○公立小・中学校第1学期終業式 (7月31日)

	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回鹿児島地区小・中学校及び義務教育学校長研修会（8月4日 鹿児島地域振興局） ○地区教育長会（8月4日 鹿児島地域振興局） ○第1回市いじめ調査委員会（8月5日） ○市学力向上教員研修会（8月6日 アカホール） ○鹿児島地区人権教育授業実践研修会（8月6日 アカホール） ○市こどもサミット（8月7日 アカホール） ○川薩地区学校栄養士協議会研修 ○学校閉庁日（8月13～14日） ○ICT教育研究会夏季セミナー（8月19日） ○総合教育会議（8月20日） ○第2回鹿児島地区指導主事会議（7月25～26日 県民交流センター） ○9月議会（8月28日～） ○少年団体成人指導者研修会（8月30日 アカホール） ○第2回市小学校体育主任等研修会（9月8日） ○第2回小・中養護教諭等研修会（9月9日） ○体育大会（串中、西中、生冠中、生福小、市来中）（9月13日） ○運動会（羽島小、羽島中、旭幼稚園、旭小、荒川小、冠岳小、川上小）（9月20日） ○運動会（照島小）（9月27日）
有村教育長	7月～9月教育委員会行事報告及び行事計画について、委員の皆さんからご質問はありませんか。
富永委員	ICT教育研修会の内容、参加状況はどうでしたか。
徳永補佐	<p>参加者は33名でした。</p> <p>全学校からの参加者は得られませんでした。学校の中心となる先生方の参加を頂きました。</p> <p>午前中は、Zoom（ズーム）を使った道徳の模擬授業を通しての使い方研修を行いました。</p> <p>午後は、プログラミング教育について、市来小を会場に研修を行いました。</p>
有村教育長	中学校の参加者状況はどうでしたか。
徳永補佐	中学校は、西中と市来中からの参加がありました。
荒田所長	<p>2学期以降の学校給食について、報告させてください。</p> <p>コロナ関係により、農水産物の需要が悪いということで、国の事業で、ぶり、かんぱちの無料提供、県産和牛の無料提供があります。……回数については制限がありますが、和牛を3回、ぶりを2回、かん</p>

	<p>ぱちを3回、2学期以降、給食で提供したいと思います。</p> <p>また、県の配慮により、マグロのまちということで、マグロも提供を行いたいとのことでしたので、マグロの給食を5回、追加して給食を提供してまいりたいと思います。</p>
有村教育長	<p>バイキング給食の実施はどのようになっていますか。</p>
荒田所長	<p>例年、バイキング給食を11月から3月にかけて申し込みのあった学校には、提供しておりますが、どうしても器具を複数人で取り扱うということで、今年度は、中止したいと思います。</p>
有村教育長	<p>日程について、ほかにご質問はありませんか。 なければ、その他の(2)市立旭幼稚園の閉園にはいります。 説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>資料の6ページをご覧ください。 市立旭幼稚園の閉園についてであります。 旭幼稚園の閉園については、先ほどの総合教育会議で、今後の方針について、ご確認いただいたところであります。 今後の方針としては、 ①旭幼稚園は、閉園する。 ②閉園の時期は、保護者への周知期間等を考慮し、令和4年3月31日とする。 ③閉園の際、旭幼稚園から市来幼稚園へ転園を希望する園児は、優先して市来幼稚園へ転園できるものとする。としています。 7ページをご覧ください。 閉園の手続きといたしましては、教育委員会で、来年7月に閉園議案について、ご審議いただく予定としております。 その後、9月の市議会定例会で、幼稚園の閉園に伴う市立学校設置条例の一部改正についてご審議いただいたのち、10月頃を目途に県へ閉園の通知を行うこととしております。 まずは、今後の方針について、教育委員会の了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
有村教育長	<p>次に、(3)公立学校情報機器(パソコン)購入の入札状況等について、説明をお願いします。</p>
瀬川課長	<p>公立学校情報機器(パソコン)購入の入札状況等について説明いたします。資料はございません。ご了承願います。 先の7月の定例教育委員会で、児童生徒1人1台パソコン端末購入については、条件付一般競争入札で実施することとし、7月10日に入</p>

	<p>札公告を行い、入札日を8月7日と定めたことを報告いたしました。</p> <p>しかしながら、入札参加申込業者が1社しかなかったため、競争性が確保できないと判断し、入札を中止したところであります。</p> <p>改めまして、再度、実績等を考慮し5社を指名して、指名競争入札を実施することといたしました。</p> <p>8月11日に指名通知を行い、8月27日に入札を行うこととなっております。落札者が決定いたしましたら、仮契約を締結し、契約議案を9月定例会市議会で、追加提案することとしております。</p> <p>議決されましたら、本契約として執行されることとなります。</p> <p>なお、電源キャビネットの設置を含めた情報通信ネットワーク環境整備業務委託については、当初計画のとおり、8月7日に入札が行われ、(株)エム・エム・シーが落札いたしました。契約額は4,268万円、履行期間は8月11日から3月22日までとなっております。</p> <p>なお、(株)エム・エム・シーは、現在、本市の12小中学校（冠岳小・羽島中を除く）のパソコン室や教職員用の校務端末の整備を行っている会社であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
徳重委員	<p>条件付一般競争入札では、1社しか応募がなかったのは、なぜでしょうか。</p>
瀬川課長	<p>今回のタブレットの入札に関しては、日本全国一斉での需要が発生しており、本市に繋がりのない業者は、なかなか応募するまでをしなかったと聞いています。また、近隣市町村でも同時期に入札もあり、結果として、1社のみの応募だったと思われれます。</p>
徳重委員	<p>指名競争入札でも辞退はあるのですか。</p>
瀬川課長	<p>入札日前までに、辞退届を提出し、辞退することはできます。</p>
有村教育長	<p>ほかに、ご質問はありませんか。</p> <p>なければ、(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策、対応策等について、説明をお願いします。</p>
蔵菌課長	<p>資料の8ページをご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策、対応策等についてであります。</p> <p>7月17日付けで、各小中学校長あてに、感染拡大の危険性が高まりつつあることから、各学校においては5月の学校再開時以上の緊張感をもち、徹底した対策・対応策等を別紙のとおり行うよう通知を行いました。</p>

蔵菌課長

資料の 10 ページをご覧ください。

学校における新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者発生時の対応についてであります。

基本的な考え方についてであります。

1 番目に、感染症の発生した場合

PCR検査の結果、1 人でも陽性が確認された場合は、原則として 5 日間の学校閉鎖を行う（3 日間の校内立ち入り禁止、4～5 日目に職員による校内の消毒）。その後は、保健所の指導等に応じて段階的に登校を再開する。

2 番目に、濃厚接触者の発生した場合

感染症の家族で濃厚接触者となり、PCR検査が実施された児童生徒が「陰性」となった場合は、学級・学年・学校閉鎖は不要とする。なお、濃厚接触者である児童生徒は、2 週間（感染症との最終接触日の翌日から起算）の自宅待機とする。

以上を基本的な考えとしています。

(1) 児童生徒・学校職員の感染が確認された場合（PCR検査本人「陽性」）の場合

ア 学級、クラブ活動など行動履歴を調査するなどの疫学調査（保健所）

イ 濃厚接触が疑われる者、接触者のリスト作成（保健所）

※必要に応じて学校から情報提供を求められることがある。

ウ リストに基づき、聞き取り及び接触者検診として PCR 検査（保健所）

エ 疫学調査の結果に基づき、学校閉鎖を実施（教育委員会）

① 原則 5 日間の学校閉鎖

② 保健所の指導等に応じて、学校閉鎖後に、段階的な登校再開等を検討

オ 学校閉鎖期間内で、濃厚接触者を特定（保健所）

(2) 児童生徒・学校職員の家族等感染が確認された場合（PCR検査結果本人が「陰性」）（自宅待機）

ア 児童生徒・学校職員は 2 週間の自宅待機（感染者との最終接触日の翌日から起算）

イ 出勤停止扱いとし、学校閉鎖等の実施は不要

蔵菌課長

(3) 臨時休業の基準

項目	感染者の確認	濃厚接触者の確認
学級閉鎖		/
学年閉鎖		
学校閉鎖	原則、1人でも確認された場合 ※原則5日間学校閉鎖後、保健所の指導に応じて段階的に登校再開を検討	
地域学校閉鎖 又は 市全学校閉鎖	児童生徒や学校職員の生活圏（主に児童生徒の通学圏や発達の段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や学校職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状態により判断する。	

(4) 偏見や差別の防止

児童生徒、学校職員が、陽性、陰性いずれの場合も、偏見や差別などが生じないように、児童生徒や保護者、学校職員への配慮等を十分に行う。

以上で説明を終わります。

有村教育長

これは、7月に通知しましたが、鹿児島市及び県教育長会の資料等を参考に作成しています。全市町村でも作成に向けて取り組んでいる状況ですが、違いとしては、PCR検査の結果、1人でも陽性が確認された場合の学校閉鎖が、5日間であったり、3日間であったりと保健所の意見等により若干の内容の違いはありますが、そのほかは、同じ内容となっています。

あくまでも、学校長が判断する場合のマニュアルとして、参考とするため、市で作成し、通知しているところであります。

有村教育長

委員の皆様から、ご質問はありませんか。
なければ、(5) 次回定例教育委員会の開催日について、説明をお願いします。

瀬川課長

次に、次回定例教育委員会の開催日についてですが、9月17日、木曜日、15時からを計画しております。
それぞれ日程確保をよろしくお願いいたします。

有村教育長

委員の皆様から、ご意見、ご質問はありませんか。

(委員)

(なし)

有村教育長

それでは、以上で8月定例委員会を終わります。

(午後4時30分)

本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

令和 2 年 9 月 17 日

教 育 長 有 村 孝

委 員 富 永 伸 博

